

岐阜県公報

第 二 十 二 号
令和元年七月十九日

(金曜日)

目次

告示

道路の区域変更 (道路維持課) 一一九
 保安林の指定の解除の予定 (揖斐農林事務所) 一二九
 保安林の指定 (下呂農林事務所) 一三〇

公示

開発行為の工事の完了 (建築指導課) 一三〇
 土地改良区役員の退任及び就任 (岐阜農林事務所) 一三一
 土地改良区役員の退任 (同) 一三二
 土地改良区の定款の変更認可 (同) 一三三

正誤

ソフトピアジャパンセンター条例施行規則の一部を改正する規則中訂正 (法務・情報公開課) 一三三
 岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令中訂正 (人事課) 一三三
 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則中訂正 (人事委員会) 一三三

告示

岐阜県告示第百二十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年七月十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年七月十九日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
県道	岐阜千本松原公園自転車道線	岐阜市鏡島西一丁目四六番一地从先から同市同番一〇地先まで	前A 三・四 後A 三・八 B 三・五	二七・四 二七・四 一〇・〇	A及びBに係る図面に示す敷地の区分を

岐阜県告示第百二十四号

森林法(昭和二十六年法律第百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定によ

り告示する。

令和元年七月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除に係る保安林の所在場所

揖斐郡揖斐川町北方字松尾二二八三の二、二二八三の三、二二八三の四、二二八三の六、二二八三の七、二二九〇の二、二二九〇の四三、二二九〇の四六

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

指定理由の消滅

岐阜県告示第百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和元年七月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除に係る保安林の所在場所

揖斐郡揖斐川町北方字松尾二二八三の二、二二八三の六、二二八三の七、二二九〇の二、二二九〇の四三、二二九〇の四六

二 保安林として指定された目的

落石の危険の防止

三 解除の理由

指定理由の消滅

岐阜県告示第百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次

の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示し、令和元年七月二十一日から施行する。

令和元年七月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林の所在場所

下呂市馬瀬川上字ヤタガ平六三二の一

二 指定の目的

魚つき

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が存在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(一) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県下呂農林事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。()

公 示

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

令和元年七月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

開発許可(変更許可)番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公共施設の種類	公共施設の位置及び区域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
岐阜県指令岐西建築第三四号の六 平成三〇・一〇・二二	羽島郡岐南町下印食三丁目六九番	道路、下水	開発登録簿による	岐阜市金岡町五番地 イワタ建設株式会社 代表取締役 杉本高男

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和元年七月十九日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
岐阜市古市場土地改良区	平成三〇・三・三〇	理事	國島節司	岐阜市古市場 一九九番地一
同	同	同	島塚賢治	同 三四九番地
同	同	同	島塚正治	同 三六四番地
同	同	同	國島文雄	同 五三一番地
同	同	同	國島政美	同 五一一番地二
同	同	同	國島清美	同 三五一番地八
同	同	同	大塚徳一	同 三五四番地一
同	同	同	國島嘉樹	同 三〇七番地一
同	同	同	島塚武夫	同 二七〇番地二
同	同	同	宮部勝見	同 三三〇番地

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住 所
岐阜市古市場土地改良区	平成三〇・三・三二	理事	國島節司	岐阜市古市場 一九九番地一
同	同	同	島塚賢治	同 三四九番地
同	同	同	島塚正治	同 三六四番地
同	同	同	國島文雄	同 五三一番地
同	同	同	國島政美	同 五一一番地二
同	同	同	國島清美	同 三五一番地八
同	同	同	大塚徳一	同 三五四番地一
同	同	同	國島嘉樹	同 三〇七番地一
同	同	同	島塚武夫	同 二七〇番地二
同	同	同	宮部勝見	同 三三〇番地
同	同	同	宮部敏之	同 三三一番地一
同	同	同	宮部義秋	同 一一番地二五
同	同	同	監事 松岡静典	同 三三〇番地一

土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和元年七月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
岐阜市古市場土地改良区	令和元・六・二四	理事	大塚 徳一	岐阜市古市場 三五四番地一

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和元年七月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	認可年月日
岐阜市市橋鏡島土地改良区	令和元・七・八

正 誤

（校正誤り）

平成三十一年三月二十八日号外（一）ソフトピアジャパンセンター条例施行規則の一部を改正する規則（岐阜県規則第三十号）九頁上段前から八行目中「宿泊設備（一）」は「宿泊設備（一）」の、同段前から八行目及び九行目中「宿泊設備（一）」は「宿泊設備（二）」

の誤り。

正 誤

（原稿誤り）

平成三十一年四月一日号外（六）岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令（岐阜県訓令第十一号）八頁上段後から一行目中「表中」は、「表中二の項を削り、」の誤り。

正 誤

（原稿誤り）

平成三十一年四月一日号外（四）管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（岐阜県人事委員会規則第七号）六頁下段後から四行目中「マ小中学校係」は、「マ小中学校係及び高等学校係の課長補佐、管理主事及び主任」の誤り。

令和元年七月十九日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社